

『しがぎん』退職金スペシャルプラン 商品説明書

2021年10月1日現在

商品名	<ul style="list-style-type: none"> 『しがぎん』退職金スペシャルプラン 定期預金コース／資産形成コース *退職金により預入いただいた「定期預金」の当初期間にのみ、特別金利を適用します。
利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 【定期預金コース】退職金受取後1年以内の個人のお客さま 【資産形成コース】退職金受取後2年以内の個人のお客さま
【資産形成コース】 外貨預金取扱通貨	<ul style="list-style-type: none"> 米ドル、ユーロ、豪ドル
利用条件	<ul style="list-style-type: none"> 退職金による預入に限りします。 ライフプランの相談（アンケートに回答）をいただいた方に限りします。 1コースのみの利用に限りします。両方のコースを利用いただくことはできません。 退職金を確認できる資料として退職金受取口座の預金通帳または、退職所得の源泉徴収票をお持ちください。 ※退職者本人さまのみ利用いただけます。 窓口での預入に限りします。 【資産形成コース】 窓口でライフプランの相談と同時に、投資信託もしくは外貨預金を30万円以上、または投信積立月3万円以上の申込みをいただいた方に限りします。
定期預金の期間	<ul style="list-style-type: none"> 3カ月ものに限りします。 (満期後は、スーパー定期300・大口定期預金にて自動継続となります。)
定期預金の預入れ (1) 預入方法	<ul style="list-style-type: none"> 当行の国内本支店の窓口で預入れできます。 資産形成コースにおいて金融商品のご相談・ご契約については、新大阪支店、三重支店、草津市役所出張所および代理店は除きます。 ※ATMならびにテレホンバンキング、インターネットバンキングでの預入れはできません。
(2) 預入金額	<ul style="list-style-type: none"> 300万円以上3,000万円以下 ※ただし退職金の受取額範囲内に限りします。
(3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 1円単位
定期預金の払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 当行の国内本支店窓口（原則として取扱店に限りします）で満期日以降に元金と利息を払い戻します。
定期預金の利息 (1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> 【定期預金コース】 3カ月 年0.2%（税引後年0.15937%） ※例えば300万円を預入れの場合、3カ月（1カ月を30日と仮定）で得られる利息は次のとおりです。

<p>(2) 利払頻度 (3) 計算方法</p>	<p>$300\text{万円} \times 0.2\% \times 90 / 365\text{日} = 1,479\text{円}$ (税引前利息) $1,479\text{円} - 299\text{円 (税金)} = 1,180\text{円}$ (税引後利息)</p> <p>【資産形成コース】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3カ月定期 年1.0% (税引後年0.79685%) <p>※例えば300万円を預入れの場合、3カ月 (1カ月を30日と仮定) で得られる利息は次のとおりです。</p> <p>$300\text{万円} \times 1.00\% \times 90 / 365\text{日} = 7,397\text{円}$ (税引前利息) $7,397\text{円} - 1,501\text{円 (税金)} = 5,896\text{円}$ (税引後利息)</p> <p>※上記の金利は当初期間のみの適用となり、満期後は店頭表示金利にて継続します。</p> <p>※上記適用金利は金融環境の変化等により、今後変更する場合があります。</p> <p>※金利については、店頭でお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して支払います。 ・1年を365日とする日割により計算します。(付利単位1円)
<p>定期預金の税金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・源泉分離課税20.315% (国税15.315%、地方税5%)
<p>定期預金に関する手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
<p>定期預金に付加できる特約事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座の担保とすることができます。(総合口座による当座貸越) ・なお、貸越金利は、担保定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率です。 ・マル優の取扱いができます。
<p>定期預金の中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、解約日における普通預金金利により計算した利息とともに払い戻します。
<p>定期預金に関する預金保険について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険の対象となります。 (1人あたり元本1,000万円までとその利息等が保護されます)
<p>定期預金に関する その他参考となる事項 (資産形成コース)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期預金と投資信託・外貨預金の取引店は同じ店舗に限ります。 ・定期預金と投資信託・外貨預金は同時に申込みいただけます。 ・定期預金と投資信託・外貨預金は同一人名義となります。
<p>投資信託に関する留意事項 (資産形成コース)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託は、預金保険の対象ではありません。 ・投資信託は金融機関の預金とは異なり、元本および利息の保証はありません。 ・投資信託の基準価額は、組入有価証券等の値動きにより変動するため、受取金額が投資元本を割込むリスクがあります。外貨建資産に投資をするものには、この他に通貨の価格変動により基準価額が変動するため、受取金額が投資元本を割込むリスクがあります。これらのリスクはお客さまご自身が負担することとなります。 ・投資信託は、購入時・保有時・解約時に各種手数料等がかかります。 ・手数料等の合計額は次の手数料等の合計です。1.申込手数料 (申込代金の最大3.85% [税込]) 2.運用管理費用 (信託報酬) (純資産総額に対し最大年2.42% [税込]) 3.信託財産留保額 (換金時の基準価額の最大0.5%) 4.その他の費用 (監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、組入資産の保

	<p>管等に要する諸費用が信託財産から差引かれます。「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、その金額および合計額や上限額または計算方法を表示することができません。詳しくは「目論見書」をご覧ください。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資信託の購入に際しては、必ず最新の「目論見書」「目論見書補完書面」により商品内容を確認の上、ご自身で判断してください。「目論見書」「目論見書補完書面」等は滋賀銀行のホームページおよび窓口等に用意しています。 ・購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。 ・投資信託は各運用会社が設定・運用を行っているもので、当行では申込みの取扱い等を行っています。
<p>外貨預金に関する 留意事項 (資産形成コース)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外貨預金は、預金保険の対象ではありません。 ・外貨預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、受取円貨額が預入円貨額を下回る場合があります。 ・円貨を外貨に交換する時（預入時）および外貨を円貨に交換する時（引出時）は当行所定の手数料を含んだ為替レートをそれぞれ適用しますので、預入時、引出時あわせて最大4円（通貨によって異なります。）の為替手数料がお客さまの負担となります。そのため、為替相場の変動がない場合でも、受取円貨額が預入円貨額を下回り、元本割れになる場合があります。 <p>なお、適用する為替レートは、外貨預金の種類によって異なります。詳しくは、外貨普通預金、自動継続外貨定期預金(Win-Win)、為替特約付外貨定期預金(e-夢チョイス)、外貨定期預金(除くWin-Win)それぞれの商品説明書、または窓口にて用意している説明書(契約締結前交付書面)をご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外貨定期預金の中途解約は原則できません。やむを得ない事情で中途解約される場合は、当該通貨の解約日の外貨普通預金金利を適用しますのでお客さまに不利益が生じます。 ・利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。マル優の対象ではありません。 ・詳しくは、窓口にて用意している説明書（契約締結前交付書面）をご覧ください。

商号：株式会社 滋賀銀行

登録金融機関：近畿財務局長（登金）第11号

所属協会：日本証券業協会

一般社団法人金融先物取引業協会

当行が契約している指定紛争解決機関は一般社団法人全国銀行協会です。

連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

投資信託に関するお客さまからの苦情および紛争の解決については次の機関等もご利用いただけます。

特定非営利活動法人 証券・金融商品斡旋相談センター

電話番号 0120-64-5005